

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	51	担当課	地方局建設部 又は土木事務所
法令名	愛媛県営住宅管理条例	根拠条項	第17条第6項、 第7項	許認可等 の内容	同居の承認	
<p>(入居者の保管義務等)</p> <p>第17条</p> <p>6 入居者は、一般県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条及び次項に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。</p> <p>7 知事は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるとき又は規則で定める場合に該当するときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>愛媛県営住宅管理条例施行規則</p> <p>(一般県営住宅の同居承認等)</p> <p>第11条の2 条例第17条第6項の規定による承認を受けようとする者は、別記第9号の2様式による県営住宅同居承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第17条第7項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 条例第17条第6項の規定による承認による同居の後における当該入居者に係る収入が条例第5条第1号に規定する金額を超える場合</p>						